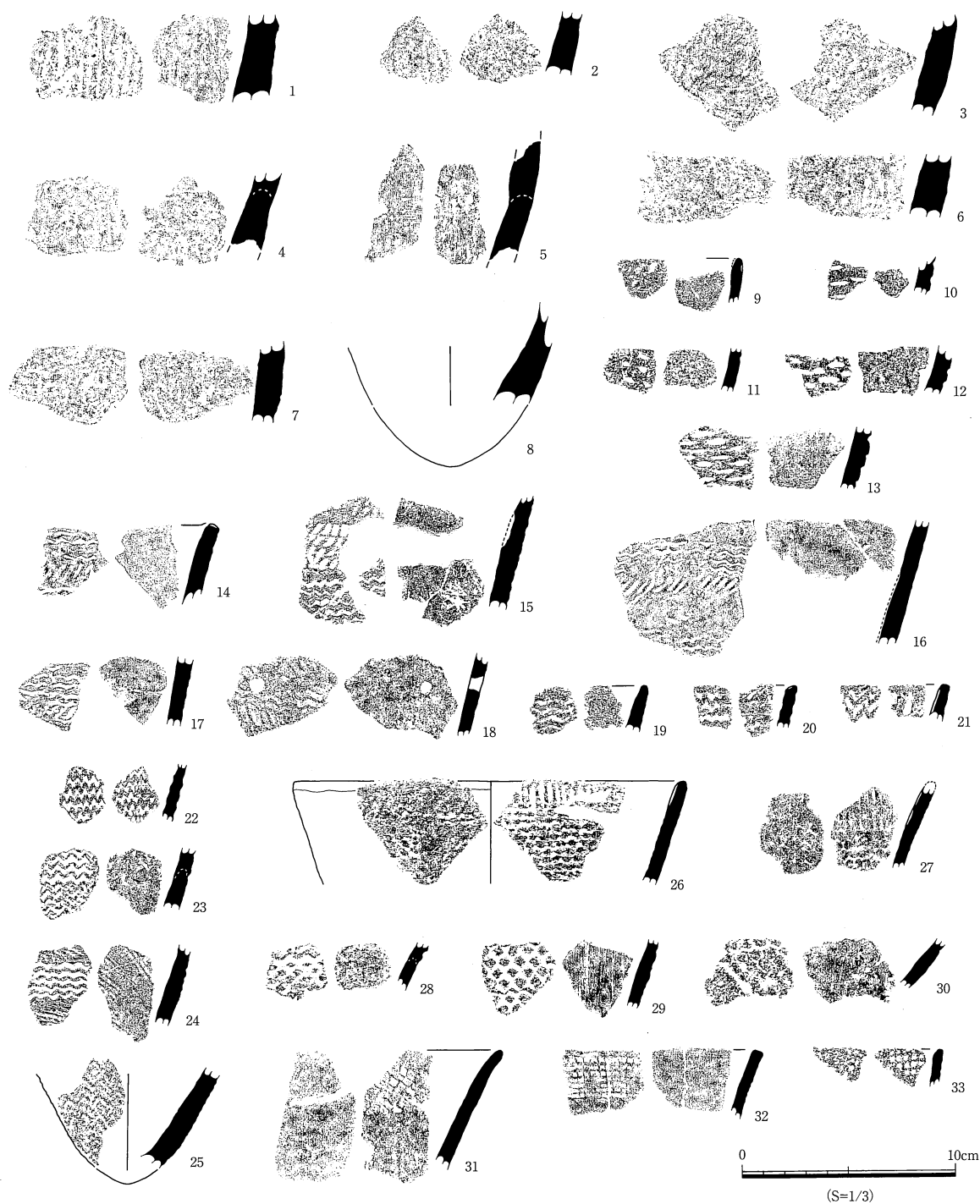
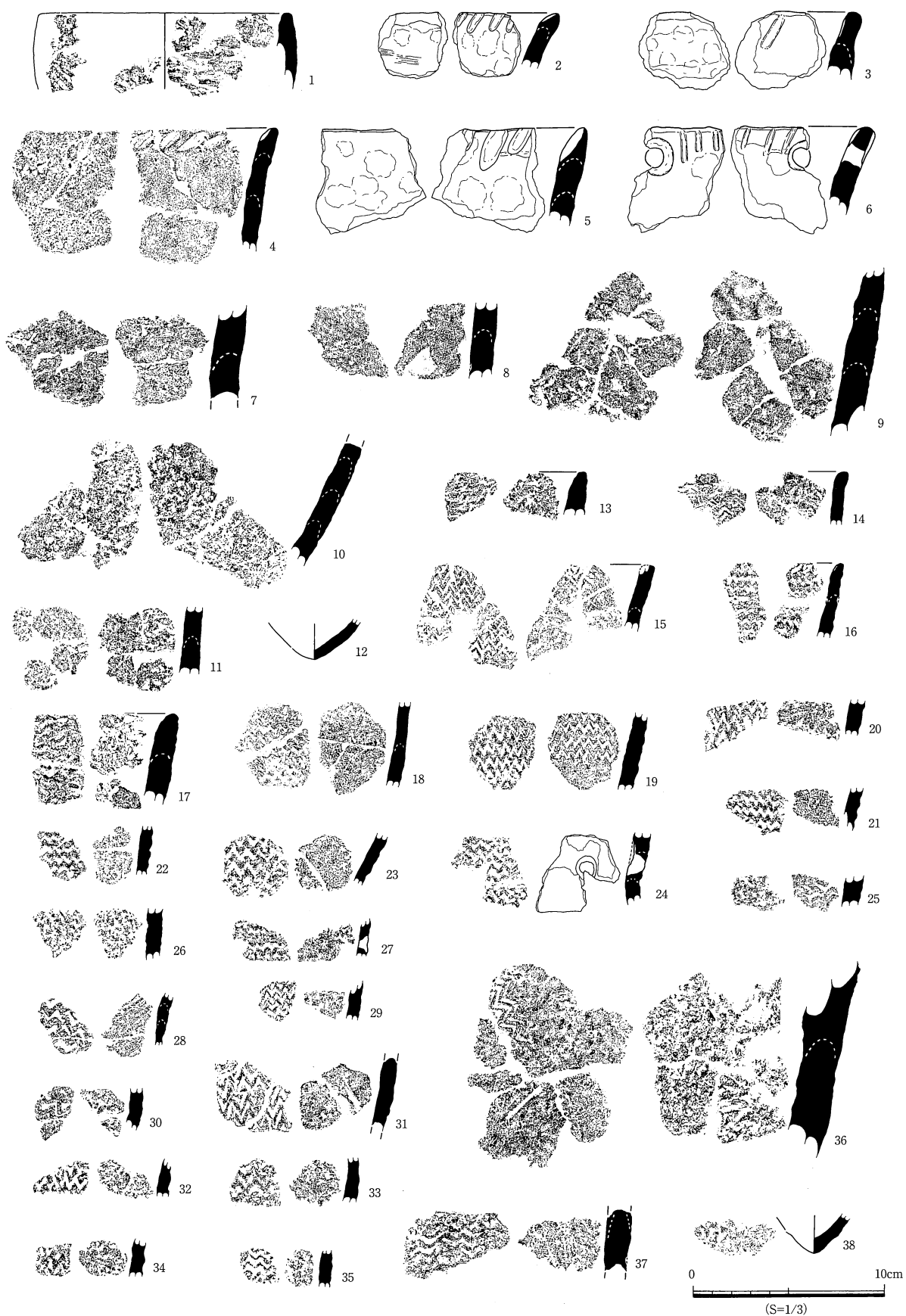


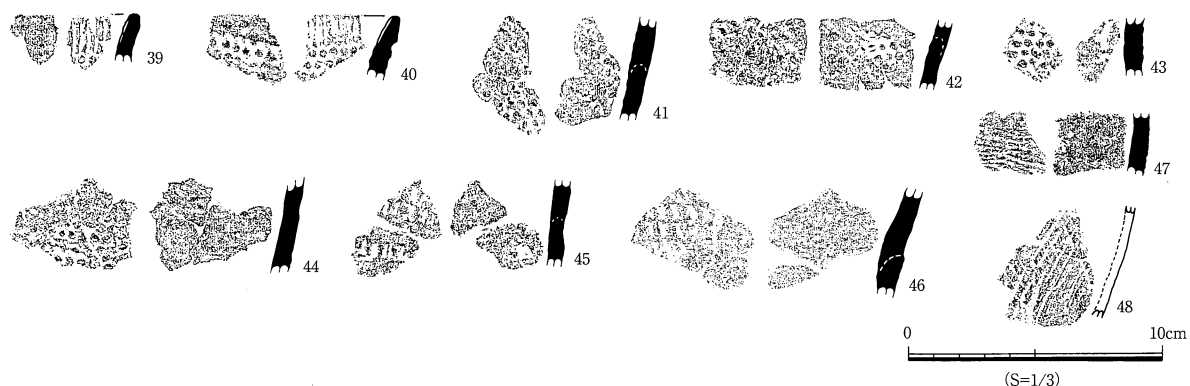


第87図 香美市土佐山田町 飼古屋岩陰遺跡出土土器

ネガティブ楕円押型文が高知県内で出土し、現在まで保管されているのは飼古屋岩陰遺跡のみであるが、香美市土佐山田町町田堰東遺跡において採集されたという話もあり、南四国にはネガティブ楕円押型文の伝播が確実にあったものと考えられる。このネガティブ楕円押型文及び山形文+短沈線ないしは格子目文は近畿を中心に分布しており、前者は神宮寺式、後者は神並上層式として理解でき、無文土器及び山形文・ポジティブ楕円文等に先行する土器型式として位置付けられる。



第88図 香美市土佐山田町 開キ丸遺跡出土土器①



第89図 香美市土佐山田町 開キ丸遺跡出土土器②

開キ丸遺跡（第88・89図）

国分川水系に立地し、下流の南国市には旧石器時代～縄文時代早期の遺跡として知られる奥谷南遺跡（松村・山本2001）が所在する。1～12が無文土器であり、1は口縁部無文、2～6は口縁部有文である。1は直立しており、器面調整は二枚貝条痕である。2～5は外傾し、器面調整はナデで、内面に左斜行文を有する。6は外傾すると考えられ、器面調整はナデで、内面に左斜行文及び外面に直行文を有する。そして焼成前穿孔を有する。

13～46が押型文土器であり、13～38が山形文、39～44がポジティブ楕円文、45・46が格子目文である。山形文はいずれも胎土に繊維を混入させている。13～17がその口縁部であるが、16のみ口縁部内面に左斜行文を有し、柵状文は見られない。ポジティブ楕円文はいずれも胎土が砂質である。39・40がその口縁部であるが、いずれも口縁部内面に柵状文を有しており、黄島式に相当する。山形文主体であることと口縁部文様に差異が認められることから、押型文土器には時期差を考慮しなければならない。

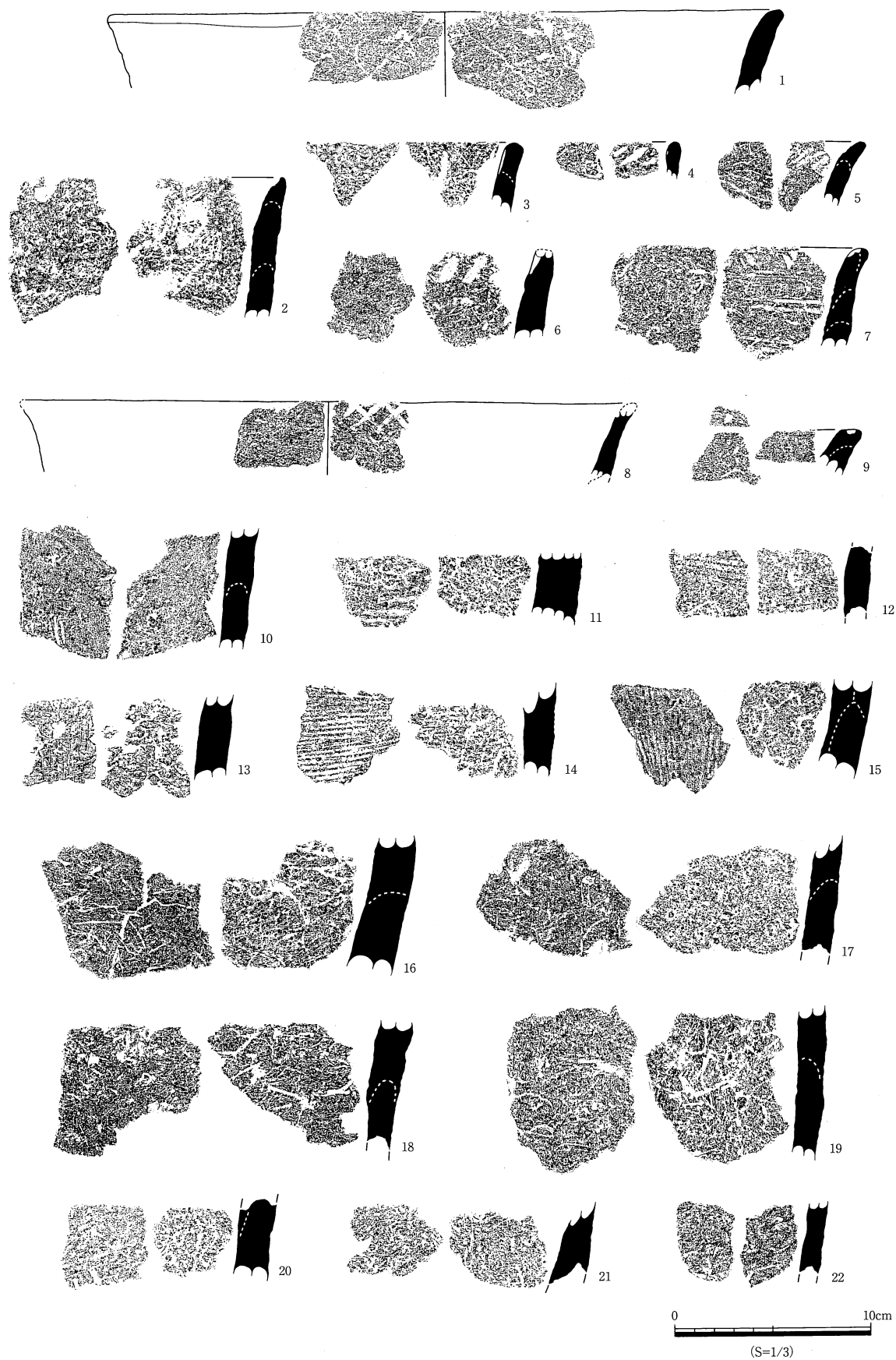
47は撚糸文土器、48は条線（痕？）文土器である。いずれも黄島式より古い段階に伴うと考えられる。

町田堰東遺跡（図無し）

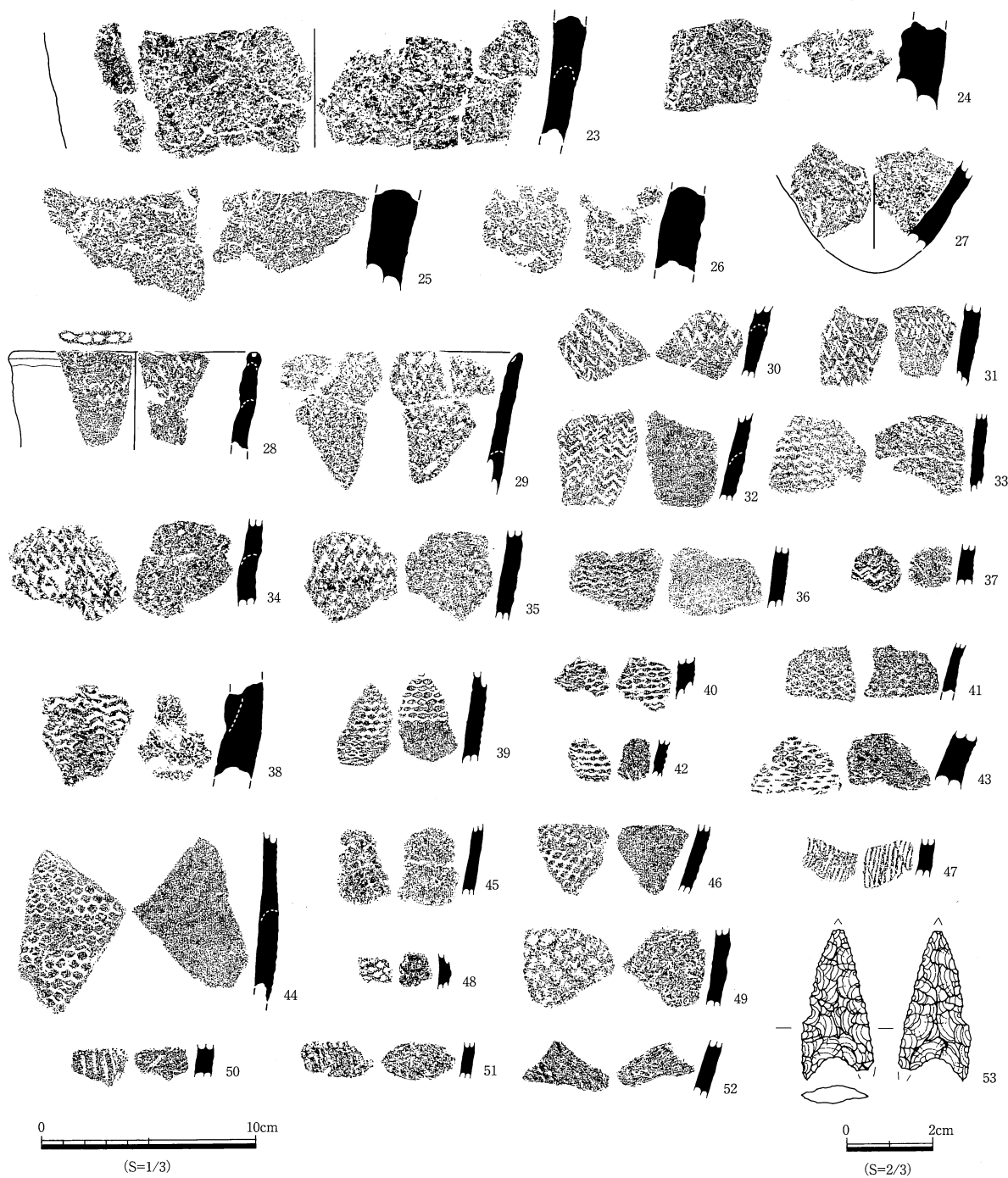
物部川下流に位置する遺跡であり、ネガティブ楕円文が表面採集されたという。実測図は残されておらず、遺物自体の確認もできなかった。

刈谷我野遺跡（第90・91図）

物部川中流に位置する遺跡であり、図示した資料は試掘調査で得られたものである。1～27は無文土器であり、1～9が口縁部、10～27が胴部・底部である。口縁部はいずれも外傾傾向であり、口縁部文様は1・2には認められず、3～8は内面に口縁部文様を有する。8の口縁部文様は特殊であり、格子目状文である。9は口縁部上面に円形刺突文を有する。胴部は10～15の器面調整が二枚貝条痕である他はナデであり、器厚が厚いものが目立つ。また、27は底部であり、尖底を呈する。



第90図 香美市香北町 刈谷我野遺跡試掘調査出土遺物①



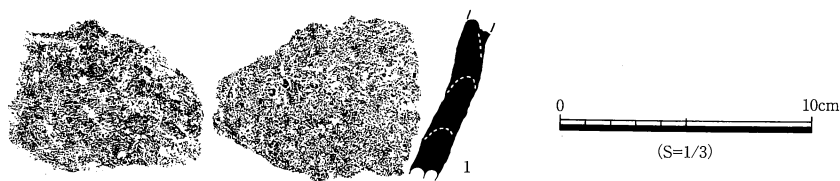
第91図 香美市香北町 刈谷我野遺跡試掘調査出土遺物②

28～49は押型文土器であり、28～38が山形文、39～46がポジティブ楕円文、47が複合鋸歯状文、48・49が格子目文である。山形文のうち28・29は口縁部であり、28は口縁部上面に刺突を、29は口縁部内面に直行文を有する。30～38が胴部であり、山形文にもシャープなものとそうでないものの2種類が見られる。興味深いのは38であり、器厚が他のものに比べて極めて厚く、胎土に繊維を混入させる。無文土器と山形押型文土器の折衷として考えたい。ポジティブ楕円文も長楕円のものと比較的整った楕円のものに分けられそうである。50～52が撚糸文土器であり、いずれも外面に撚糸文圧痕を施す。

53は石鏃であり、脚部が極めて短く、左右からの剥離が大きく整然としている。石材はサヌカイトである。

美良布遺跡（第92図）

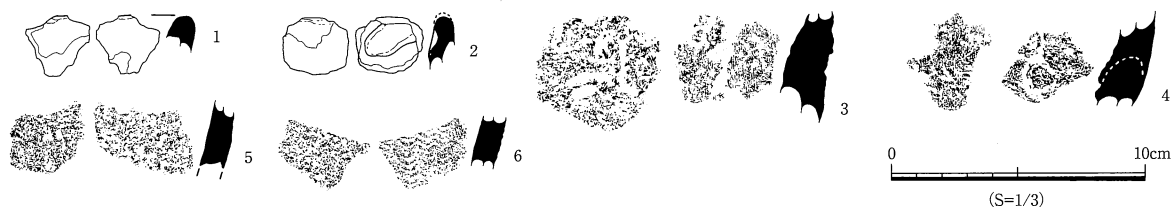
物部川中流に位置する遺跡である。第1次美良布遺跡の調査時に表面採集された。胎土中に繊維を含み、指頭圧痕が顕著である。よって、早期に位置付けたが、刈谷我野遺跡の無文土器と一線を画す。



第92図 香美市香北町 美良布遺跡表面採集土器

東下タナ口遺跡（第93図）

物部川中流に位置する遺跡である。表面採集品であり、1～5が無文土器、6が山形押型文土器である。無文土器は刈谷我野遺跡出土のものと全く同じであり、町内に刈谷我野遺跡と同時期の遺跡が、まだ他に所在する可能性を示している。



第93図 香美市香北町 東下タナ口遺跡表面採集土器

第2節 刈谷我野遺跡の無文土器について（第94図）

『刈谷我野遺跡Ⅰ』において、SK 2 出土の無文土器・有文土器について分類を行った。本報告書では、大筋はそれに準拠するが、新しい分類項目を設ける必要が出てきたため、分類基準が異なっている。以後は本報告での分類を最終的なものとし、それに基づいて論を進めることを予め了承願いたい。

無文土器についてはA群として分類した。B群以降は押型文土器などの有文のものを意味する。A群は口縁部文様を有さないもの（1：A 1 群）と口縁部文様を有するもの（2：A 2 群）に分けられる。本報告書におけるA 1 群の出土点数は82点であり、第3層出土が32点、第4層出土が29点